

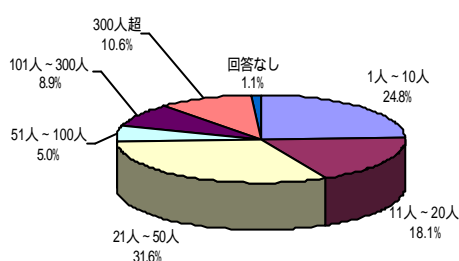
2007年12月3日
東京商工会議所

裁判員制度に関するアンケート

調査対象：最高裁判所・東京商工会議所共催「裁判員制度 映画上映会・説明会」出席者
(397名)に対して実施。回答数：282

調査方法：アンケート調査方式(配布資料による配布・回収)

回答者所属企業の従業員数(N=282)



【総括】

1. 拘束期間が3日程度であれば、7割超が参加の意向

裁判員制度についてどのように考えるかを聞いたところ、「従業員を拘束されるのは仕事上問題だが、拘束期間が3日程度であれば国民の義務なのでやむをえない」が52.1%、「国民の義務なので当然参加すべきである」が22.0%となり、制度に参加する意向を示す回答をあわせて74.1%となった。この傾向は従業員数が少ない企業でもほぼ同様であった。このほか、「現時点では判断できない」が16.7%、「3日程度であっても、参加させることは難しい」は5.0%であった。

2. 裁判員制度への対応について 特に何もしていないは7割超

社内における裁判員制度への対応状況について聞いたところ、「特に何もしていない」が最も多く72.7%、以下、「パンフレット等を従業員に配布している」が9.6%、「新しい休暇制度を検討している」が8.5%となっている。

3. 辞退事由については中小企業への配慮を求める声も

「裁判員を辞退することができる事由」についてどのように考えるかを自由記入形式で聞いたところ、「中小企業は大企業と違い人員に余裕がないため、特に配慮してほしい」といった、人員の補充がしにくい中小企業に配慮を求める意見や、「事故などの突発的な事象」「親族や友人等の冠婚葬祭」なども考慮してほしいとの意見が多かった。

4. 裁判員のプライバシーの保護にも強い要望

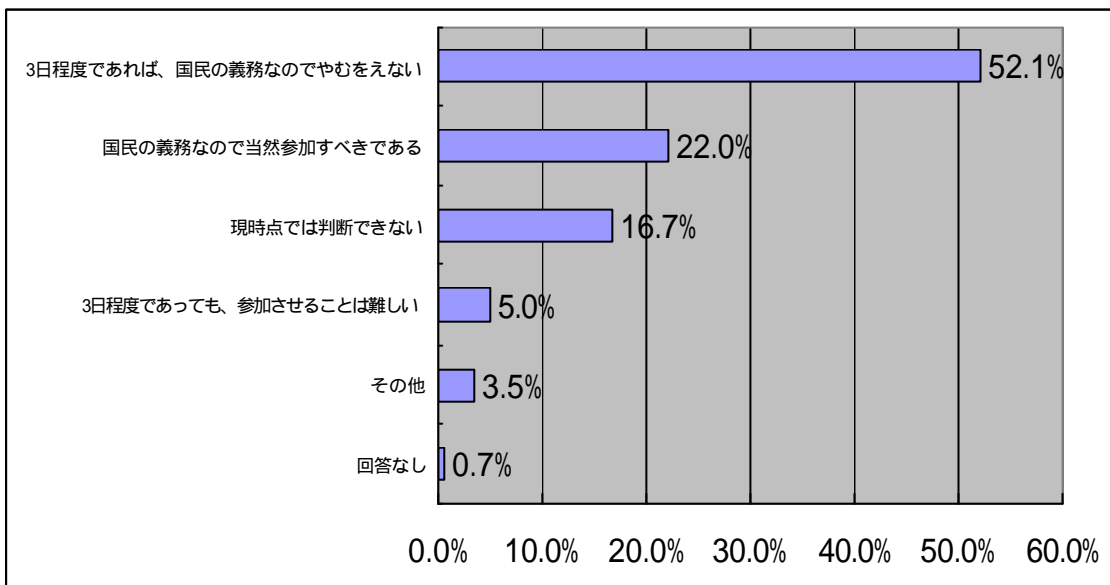
その他多種多様な意見が寄せられているが、「裁判員の個人情報やプライバシーの保護をしっかりとしてほしい」といった意見や、「重大事件の裁判に参加した裁判員の心のケアにも取り組んでほしい」といった意見も寄せられており、裁判員制度の運用に対する中小企業の懸念がうかがえる。

1. 裁判員制度についてどのように考えるか【N=282】

「拘束期間が3日程度であれば、国民の義務なのでやむをえない」が52.1%、「国民の義務なので当然参加すべきである」が22.0%、裁判員制度に参加するという意向を示す回答をあわせて74.1%であった【図表1】。この傾向は従業員数が少ない企業でもほぼ同様であった【図表2】。ただし、自由記入欄においては「拘束期間が3日程度で終わらないのであれば、参加することは難しい」という意見も7件あった。

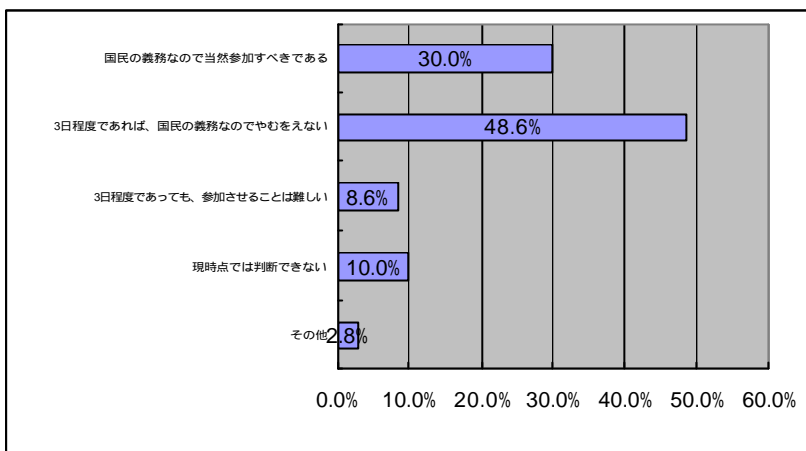
また、「現時点では判断できない」は16.7%、「3日程度であっても、参加させることは難しい」は5.0%であった。

【図表1】

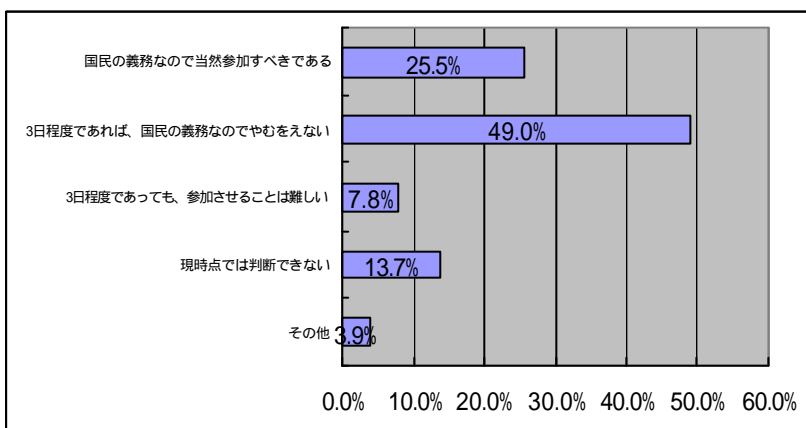


【図表 2】

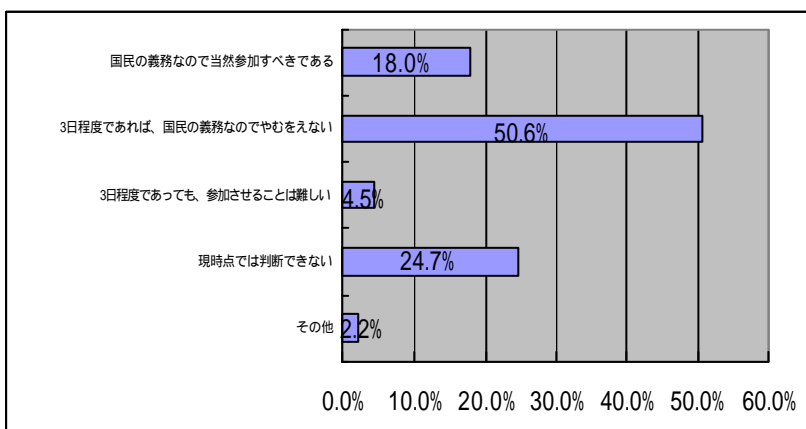
従業員数 1 人～10 人 (N=70)



従業員数 11 人～20 人 (N=51)



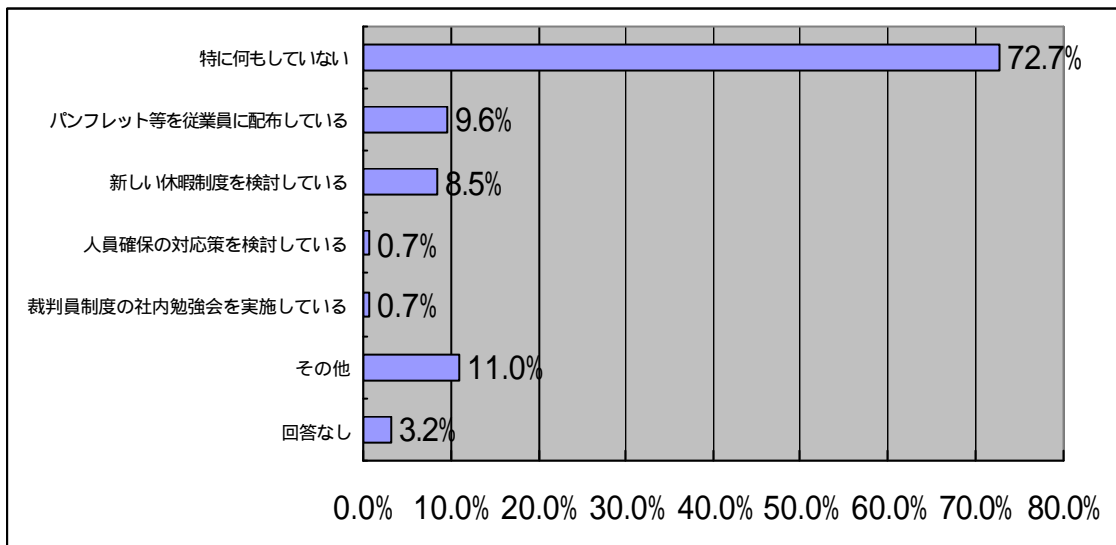
従業員数 21 人～50 人 (N=89)



2. 社内における裁判員制度への対応状況【N = 282】【MA】

「特に何もしていない」が72.7%となり、大半の企業が制度への対応について社内で検討していないことが判明した【図表3】。また「パンフレット等を従業員に配布している」が9.6%、「新しい休暇制度を検討している」が8.5%となっている。

【図表3】



3. 「裁判員を辞退できることができる事由」(裁判員法第16条など)についてどのように考えるか(自由意見)

東京商工会議所が平成18年12月に実施したアンケート(回答企業:847社、複数回答)においては、辞退事由として認めるべき事例として「決算・納税申告時期に重なる時(69.8%)」「製・商品などの納期が迫っている時(40.9%)」「株主総会の時期に重なる時(32.6%)」が挙げられた。

今回実施したアンケートにおいては、辞退事由全般についてどのように考えるかを自由記入形式で聞いたところ、「**病気や事故など突然の事情を考慮してほしい(42件)**」「**中小・零細企業は大企業と違い人員に余裕がないため、特に考慮してほしい(17件)**」といった、人員の補充がしにくい中小企業に一層の配慮を求める意見が多く寄せられた。また「**親族や友人などの冠婚葬祭を考慮してほしい(5件)**」といった意見も寄せられている。

4. その他寄せられた意見(自由意見)

裁判員制度全般について自由記入形式で聞いたところ、「**裁判員の個人情報やプライバシーの保護をしっかりとしてほしい。逆恨みが怖い(23件)**」「**裁判員制度に対する情報が足りない(13件)**」「**拘束期間が3日程度なら参加できるが、それ以上となると参加は難しい(7件)**」といった意見があった。

他にも「**一方的な情報ではなく、制度のデメリットや海外の制度との比較といった様々な情報を提供してほしい**」「**重大事件に参加した裁判員の心のケアもしてほしい**」などの意見もあった。

なお、裁判員制度自体に疑問を投げかける声も11件寄せられた。

本調査に関するご照会先
東京商工会議所 産業政策部
TEL:03-3283-7630,7625